

中京大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検討結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施していた過度な司法試験対策に対する検証状況について、一定程度の取組みは認められる。

ただし、本協会は、貴大学法科大学院に対して、引き続き次年度以降も、その検証を行うため、同様の検討結果報告書の提出を要請する。

総 評

2008（平成20）年度の本協会法科大学院認証評価結果に際し、本協会は、貴大学法科大学院に対し、「過度な司法試験対策の実施」に関連して、貴大学法科大学院で実施されていたチューター講座をはじめとする各種の「教育支援事業」については、その実施自体の中止、あるいは実施する場合でも現在実施の内容や規模を改善することを求めるとともに、貴大学法科大学院における改善に向けた検討結果報告書を2013（平成25）年度まで毎年提出するよう要請した。

貴大学より、2009（平成21）年10月末までに、以下の資料が提出された。

今回提出された資料は、「検討結果報告書」、添付資料として、資料1「平成20年（2008年）度第10回法曹養成研究所運営委員会議事録」、資料2「チューター講座改革（案）」、資料3「平成20年度第13回法務研究科教授会議事録」、資料4「平成20年度第15回教授会FD委員報告」、資料5「平成20年度第15回法務研究科教授会議事録」、資料6「2009年度第4回法務研究科教授会議事録」「到達度テスト作成および実施の方針」である。

本協会法科大学院認証評価委員会では、上記資料を慎重に検証した結果、以下の点で貴大学法科大学院が示した過度な司法試験対策の実施に対する検証状況には、一定の取組みが認められると判断した。

第1に、「チューター講座」については、「検討結果報告書」、資料1「平成20年（2008年）度第10回法曹養成研究所運営委員会議事録」、資料2「チューター講座改革（案）」によると、2009（平成21）年度、廃止したと報告されている。

第2に、「実力テスト」については、「検討結果報告書」、資料3「平成20年度第13回法務研究科教授会議事録」、資料4「平成20年度第15回教授会FD委員報告」、資料5「平成20年度第15回法務研究科教授会議事録」、資料6「2009年度第4回法務研究科教授会議事録」「到達度テスト作成および実施の方針」によると、2008（平成20）年度で中止し、

2009（平成21）年度にFD委員会の管轄の下「到達度判定テスト」を実施することになったと報告されている。

しかしながら、2009（平成21）年度から実施の「到達度判定テスト」の内容が十分に把握できる資料は提出されず、また、「到達度判定テスト」と「実力テスト」との違いを説明した文書の提出はなされたが、その文書のみからは十分に実態を把握し、検証することができなかった。そのため、本協会法科大学院認証評価委員会では、貴大学法科大学院における検討が十分なものであるかを判断するに至らなかった。

したがって、本協会は、引き続き次年度も、これらの検討状況が十分に把握できる資料を含む改善に向けた検討結果報告書の提出を要請する。